

資料2 - 1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	設定年月	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和44年2月 (昭和48年5月改定)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	昭和45年2月	非分散型赤外分光計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	昭和47年1月	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和48年5月 (昭和53年7月改定)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1時間値が、0.06ppm以下であること。	昭和48年5月	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
備考 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 3 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。			

資料2 - 2 有害大気汚染物質の大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	設定年月	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月	同上
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月	同上
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	平成13年4月	同上
備考 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。			

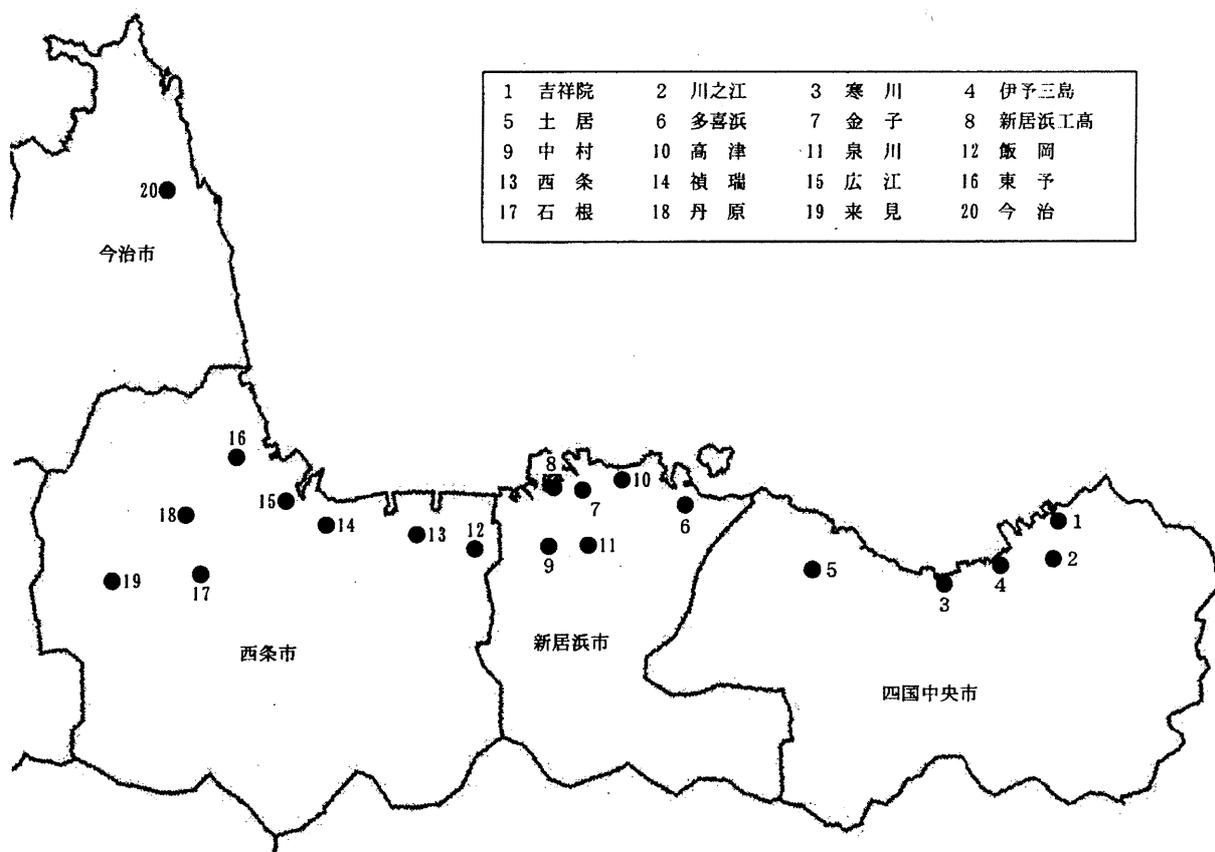
資料 2 - 3 環境基準による大気汚染の評価方法

物 質	環境基準による評価方法	
	短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄	1 時間値の日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1 時間値が0.1ppm以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の 2 % 除外値が0.04ppm以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
一酸化炭素	1 時間値の日平均値が10ppm以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が20ppm以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の 2 % 除外値が10ppm以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が10ppmを超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
浮遊粒子状物質	1 時間値の日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が0.20mg/m ³ 以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の 2 % 除外値が0.10mg/m ³ 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
備考	1 短期的評価は、測定を行った日又は時間について評価する。 2 長期的評価は、年間にわたる測定結果を長期的に観察して評価する。 なお、年間の測定時間が6,000時間以上の場合を対象とする。 3 日平均値の評価は、20時間以上測定の日（有効測定日）を対象とする。 4 日平均値の 2 % 除外値とは、年間に得られた日平均値の高い方から 2 % の範囲にあるものを除外した残りの日平均値の最高値をいう。（365日分の日平均値の場合は、365日の 2 % に当たる 7 日分（小数点以下四捨五入）を除外後の最高値であり、365日分の日平均値の高い方から 8 番目の値となる。）	

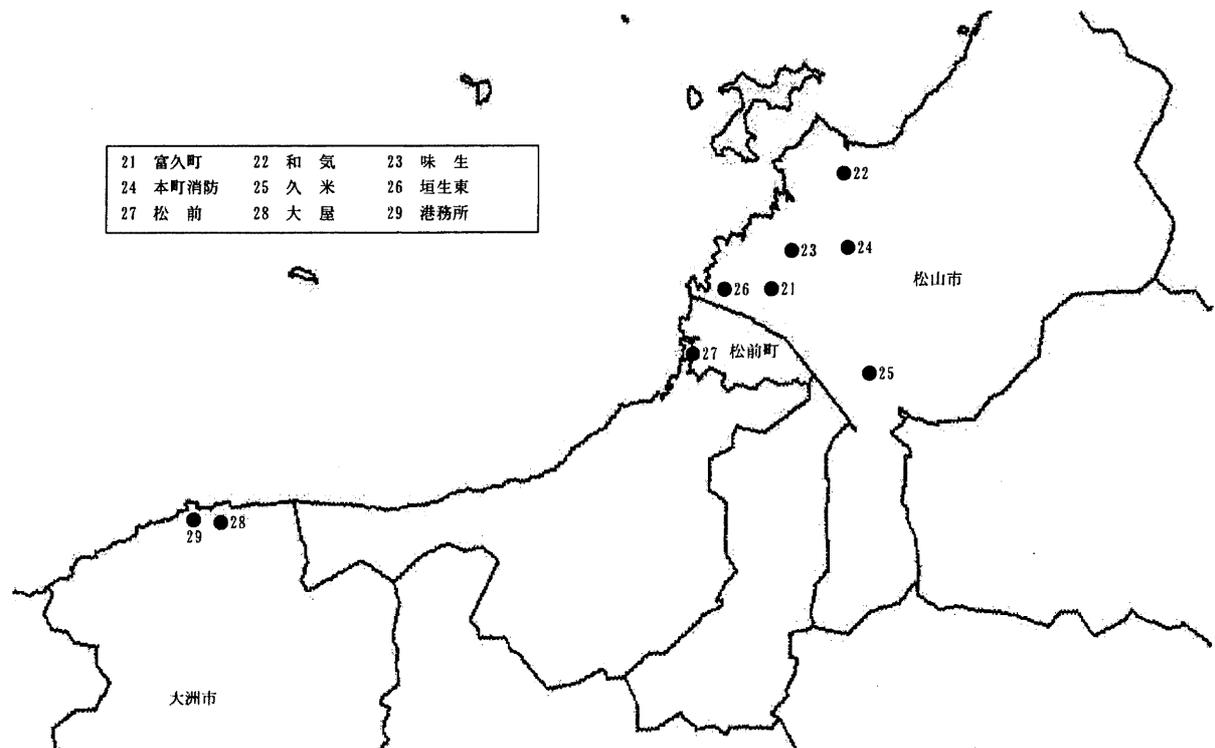
物 質	環境基準による評価方法	
	短期的評価	長期的評価
二酸化窒素	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であれば環境基準達成である。	
光化学オキシダント	昼間（5時～20時）の時間帯において、1 時間値が0.06ppm以下であれば環境基準達成である。	
備考	二酸化窒素については、年間の測定時間が6,000時間以上の場合に評価を行い、日平均値の年間98%値とは、年間に得られた日平均値（20時間以上測定の日を対象とする。）の低い方から98%に相当する日平均値をいう。（365日分の日平均値の場合は、365日の98%に当たる358日分（小数点以下四捨五入）の日平均値の最高値であり、356日分の日平均値の低い方から358番目の値となる。）	

資料2-4 大気汚染常時監視測定局配置図

【東予地域】



【中予地域】



資料 2 - 5 大気汚染常時監視測定局及び測定項目

市町名	番号	局名	項目数	SO ₂	SPM	WD	WV	T	H	SS	AP	NO	NO ₂	OX	THC	CH ₄	NMHC	CO	TM	
四国中央市	1	吉祥院	4																	
	2	川之江	11																	
	3	寒川	4																	
	4	伊予三島	11																	
	5	土居	4																	
新居浜市	6	金子	14																	
	7	新居浜工高	4																	
	8	中村	11																	
	9	高津	10																	
	10	泉川	8																	
	11	多喜浜	4																	
西条市	12	飯岡	4																	
	13	西条	11																	
	14	禎瑞	4																	
	15	広江	4																	
	16	東予	11																	
	17	石根	4																	
	18	丹原	4																	
	19	来見	4																	
今治市	20	今治	3																	
松山市	21	富久町	10																	
	22	和気	6																	
	23	味生	6																	
	24	本町消防	1																	
	25	久米	11																	
	26	垣生小学校	11																	
松前町	27	松前	4																	
大洲市	28	大屋	4																	
	29	港務所	4																	
合 計			191	27	26	28	28	1	1	1	1	13	13	11	11	11	11	8	25	

SO₂ : 二酸化硫黄 WV : 風速 SS : 日射量 NO₂ : 二酸化窒素 CH₄ : メタン TM : テレメータ
 SPM : 浮遊粒子状物質 T : 温度 AP : 気圧 OX : 光化学オキシダント NMHC : 非メタン炭化水素
 WD : 風向 H : 湿度 NO : 一酸化窒素 THC : 総炭化水素 CO : 一酸化炭素

：県設置
 ：市町設置

資料 2 - 6 主要道路近傍一酸化炭素測定結果

(平成18年度)

市町名	道路名	測定結果 (単位: ppm)	
		1時間値の最低値~最高値	日平均値
四国中央市	県道川之江大豊線	0.3~1.3	0.7
四国中央市	国道11号	0.5~1.2	0.8
新居浜市	"	0.3~1.7	0.8
西条市	"	0.2~0.6	0.3
西条市	県道壬生川丹原線	0.2~1.4	0.5
今治市	国道196号	0.2~0.6	0.3
砥部町	国道33号	0.3~0.8	0.4
大洲市	国道56号	0.4~2.2	0.8
八幡浜市	国道197号	0.3~0.8	0.5
宇和島市	国道56号	0.2~0.6	0.3

資料 2 - 7 一酸化炭素測定結果

(平成18年度)

市町名	測定局	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無)	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数 (日)
						(回)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)					
四国中央市	川之江	未	365	8679	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.4	0.8	0.6		0
	伊予三島	住	365	8743	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.9	1.0	0.7		0
新居浜市	中村	未	365	8654	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3.1	0.8	0.8		0
西条市	西条	住	365	8679	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7.6	1.1	0.7		0
	東予	住	365	8678	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.0	0.7	0.7		0
松山市	本町消防	商	340	8160	0.9	0	0	0	0.0	0	0.0	3.8	1.5	1.4		0
	久米	商	360	8557	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.4	1.0	0.9		0
	垣生小学校	準工	361	8632	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.0	0.8	0.7		0

資料 2 - 8 降下ばいじん測定結果

(平成18年度)

市名	測定地点	用途地域	年平均値 (トン/km ² /月)
四国中央市	浜田公会堂	工	3.7
	金生公民館	住	2.9
	南小学校	指定なし	3.4
	乾公園	準工	3.5
	工業用水池	住	3.5
	松柏小学校	住	2.7
今治市	市立常磐小学校	住	2.0
	枝堀児童館	住	1.8

資料 2 - 9 有害大気汚染物質調査結果

(平成18年度)

物質名	単位	測定結果		環境基準値 (年平均値)	
		新居浜市	宇和島市		
ベンゼン	μg / m ³	2.4	1.0	3	
トリクロロエチレン		0.076	0.040	200	
テトラクロロエチレン		0.22	0.071	200	
ジクロロメタン		0.61	0.37	150	
クロロホルム		0.33	0.18	/	
1,2-ジクロロエタン		0.33	0.054		
アクリロニトリル		0.18	0.0080	2 (指針値)	
塩化ビニルモノマー		0.35	0.044	10 (指針値)	
1,3-ブタジエン		0.17	0.064	/	
ホルムアルデヒド		2.2	1.5		
アセトアルデヒド		2.3	1.3		
ニッケル化合物		ng / m ³	10	2.8	25 (指針値)
ベリリウム及びその化合物			0.11	0.039	/
マンガン及びその化合物	50		15		
クロム及びその化合物	7.2		2.7		
ヒ素及びその化合物	5.7		2.6		
水銀及びその化合物	3.1		2.9	40 (指針値)	
ベンゾ[a]ピレン	0.17		0.063	/	

資料 2 - 10 大気環境中重金属調査結果

(単位 : ng / m³)

調査地点	調査月	ニッケル化合物	ベリリウム及びその化合物	マンガン及びその化合物	クロム及びその化合物	ヒ素及びその化合物	鉛及びその化合物	カドミウム及びその化合物
四国中央市(上分小学校)	8, 2	5.8~5.9	<0.10~0.13	16~37	4.2~5.8	0.54~2.6	16~28	<0.52~3.3
新居浜市(旧新居浜保健所)	毎月	<4.0~20	<0.10~0.26	13~140	<4.0~14	0.83~14	<6.2~100	<0.52~11
西条市(新居宇摩農業協同組合)	毎月	<4.0~22	<0.10~0.21	25~110	<4.0~16	0.98~91	<6.2~140	0.57~15
西条市(西条市児童公園)	毎月	<4.0~20	<0.10~0.29	13~120	<4.0~18	0.49~23	15~130	<0.52~13
松山市(県生活保健ビル)	8, 2	<4.0~9.0	<0.10	11~20	<4.0~4.8	0.41~0.55	<6.2~16	<0.52
宇和島市(県宇和島地方局)	毎月	<4.0~6.1	<0.10~0.12	<2.0~47	<4.0~5.1	<0.20~16	<6.2~63	<0.52~2.7

注 調査結果は最小値~最大値。

資料 2 - 11 二酸化硫黄測定結果

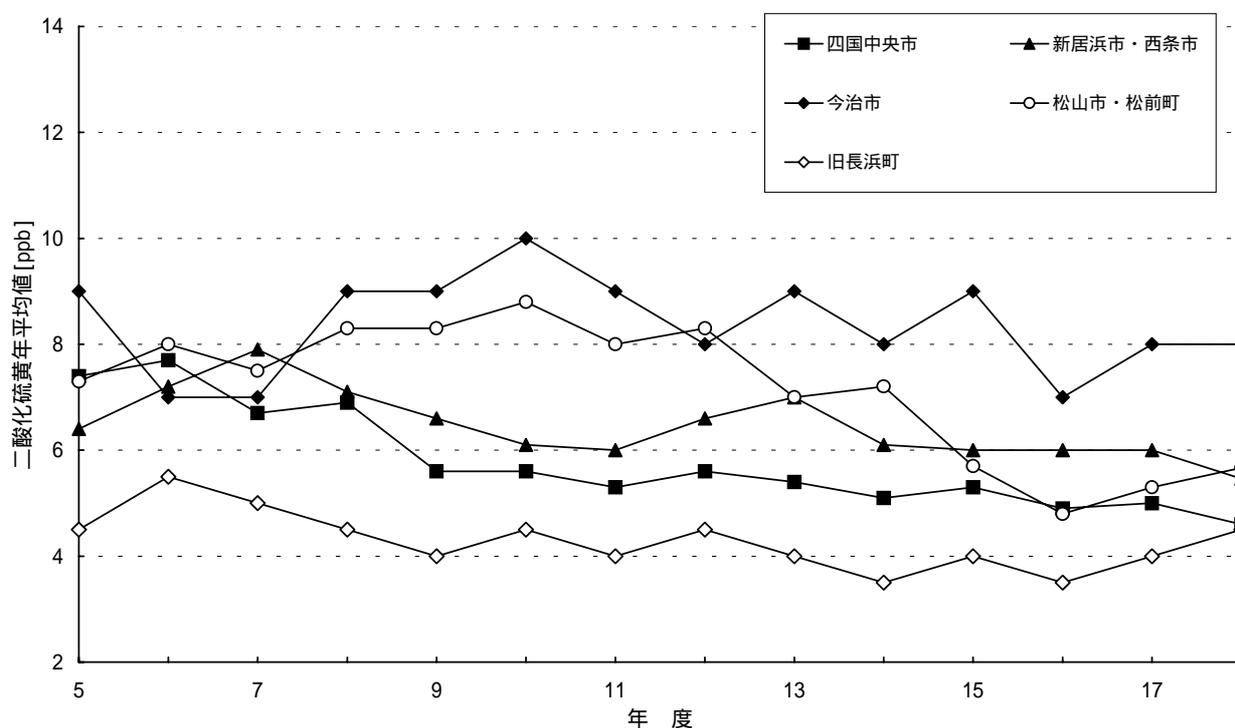
(平成18年度)

市町名	測定局	施行令別表第3の区分	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
				(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(有×無)	(日)
四国中央市	吉祥院	86	商	365	8731	0.005	0	0.0	0	0.0	0.030	0.015	0.010		0
	川之江	86	未	364	8693	0.005	0	0.0	0	0.0	0.036	0.014	0.011		0
	寒川	86	未	363	8689	0.003	0	0.0	0	0.0	0.033	0.014	0.008		0
	伊予三島	86	住	365	8730	0.005	0	0.0	0	0.0	0.037	0.013	0.010		0
	土居	100	未	365	8733	0.005	0	0.0	0	0.0	0.028	0.014	0.009		0
新居浜市	金子	85	住	365	8732	0.006	0	0.0	0	0.0	0.043	0.018	0.013		0
	新居浜工高	85	住	365	8726	0.008	0	0.0	0	0.0	0.055	0.020	0.015		0
	中村	85	未	365	8673	0.003	0	0.0	0	0.0	0.052	0.014	0.010		0
	高津	85	未	364	8727	0.007	0	0.0	0	0.0	0.034	0.020	0.013		0
	多喜浜	85	住	365	8724	0.006	0	0.0	0	0.0	0.036	0.018	0.014		0
西条市	飯岡	85	未	365	8732	0.006	0	0.0	0	0.0	0.054	0.019	0.014		0
	西条	85	住	365	8676	0.006	0	0.0	0	0.0	0.036	0.014	0.013		0
	禎瑞	85	他	364	8723	0.006	0	0.0	0	0.0	0.025	0.013	0.011		0
	広江	87	未	365	8727	0.004	0	0.0	0	0.0	0.025	0.012	0.010		0
	東予	87	住	365	8731	0.005	0	0.0	0	0.0	0.029	0.014	0.011		0
	石根	87	未	357	8523	0.003	0	0.0	0	0.0	0.023	0.010	0.007		0
	丹原	100	未	365	8732	0.005	0	0.0	0	0.0	0.029	0.013	0.011		0
	来見	100	未	365	8726	0.006	0	0.0	0	0.0	0.078	0.013	0.011		0
今治市	今治	84-2	住	365	8594	0.008	0	0.0	0	0.0	0.053	0.021	0.018		0
松山市	富久町	84	未	348	8400	0.006	0	0.0	0	0.0	0.079	0.016	0.014		0
	和気	84	未	332	7973	0.003	0	0.0	0	0.0	0.044	0.019	0.010		0
	味生	84	住	335	8003	0.007	0	0.0	0	0.0	0.076	0.024	0.017		0
	久米	84	商	354	8489	0.003	0	0.0	0	0.0	0.037	0.014	0.009		0
	垣生小学校	84	準工	357	8558	0.008	3	0.0	0	0.0	0.138	0.023	0.019		0
松前町	松前	84	未	365	8728	0.007	0	0.0	0	0.0	0.068	0.016	0.012		0
大洲市	大屋	100	未	358	8591	0.004	0	0.0	0	0.0	0.031	0.013	0.009		0
	港務所	100	未	364	8722	0.005	0	0.0	0	0.0	0.025	0.013	0.010		0

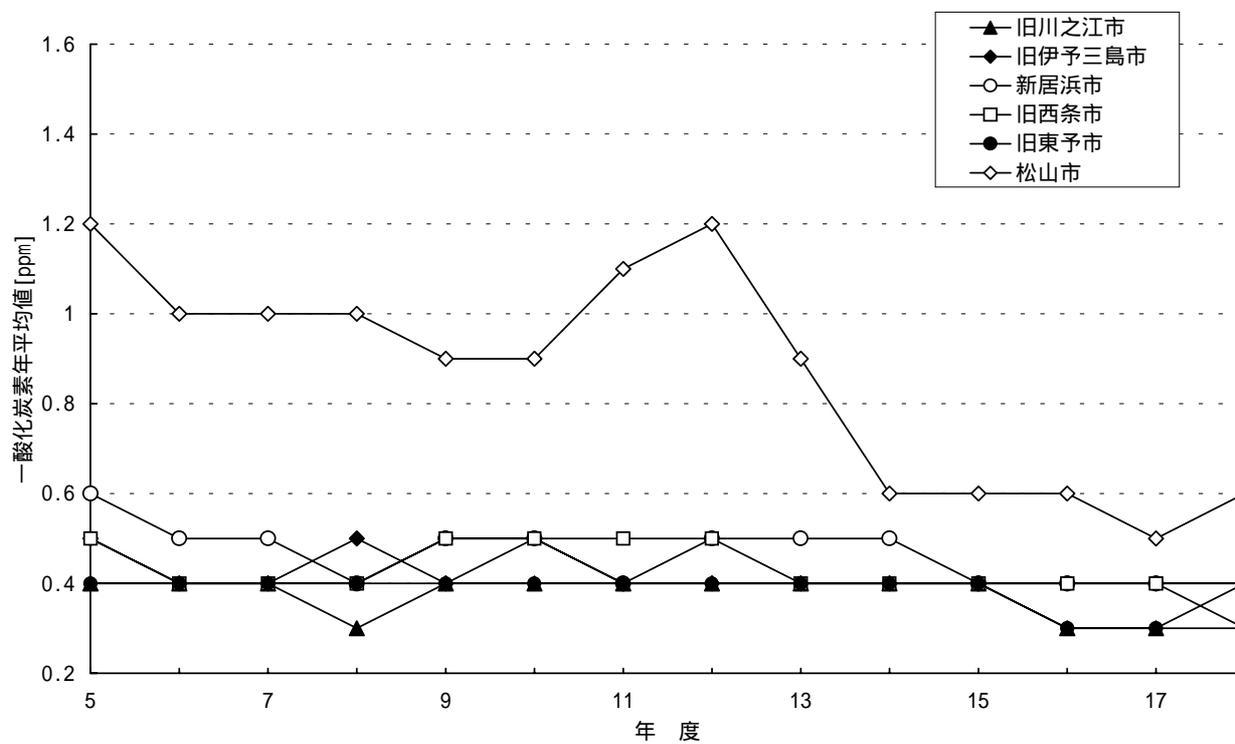
備考 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外値当日に入っている日数分については除外しない。

2 「測定機種」の欄の高感度型とは、昭和52年12月1日改正によるJISに基づいた機種をいう。

資料 2 - 12 地域別二酸化硫黄濃度経年变化 (年平均値) [ppb]



資料 2 - 13 地域別一酸化炭素濃度経年变化 (年平均値) [ppm]



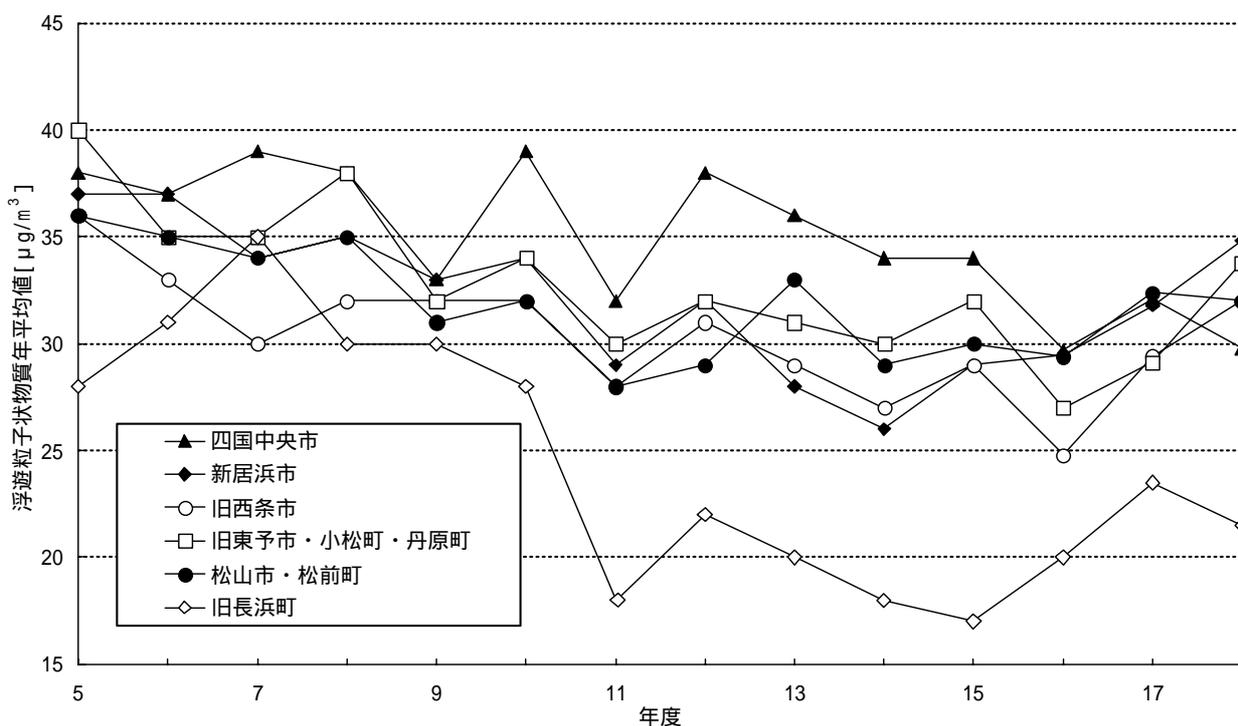
資料 2 - 14 浮遊粒子状物質測定結果

(平成18年度)

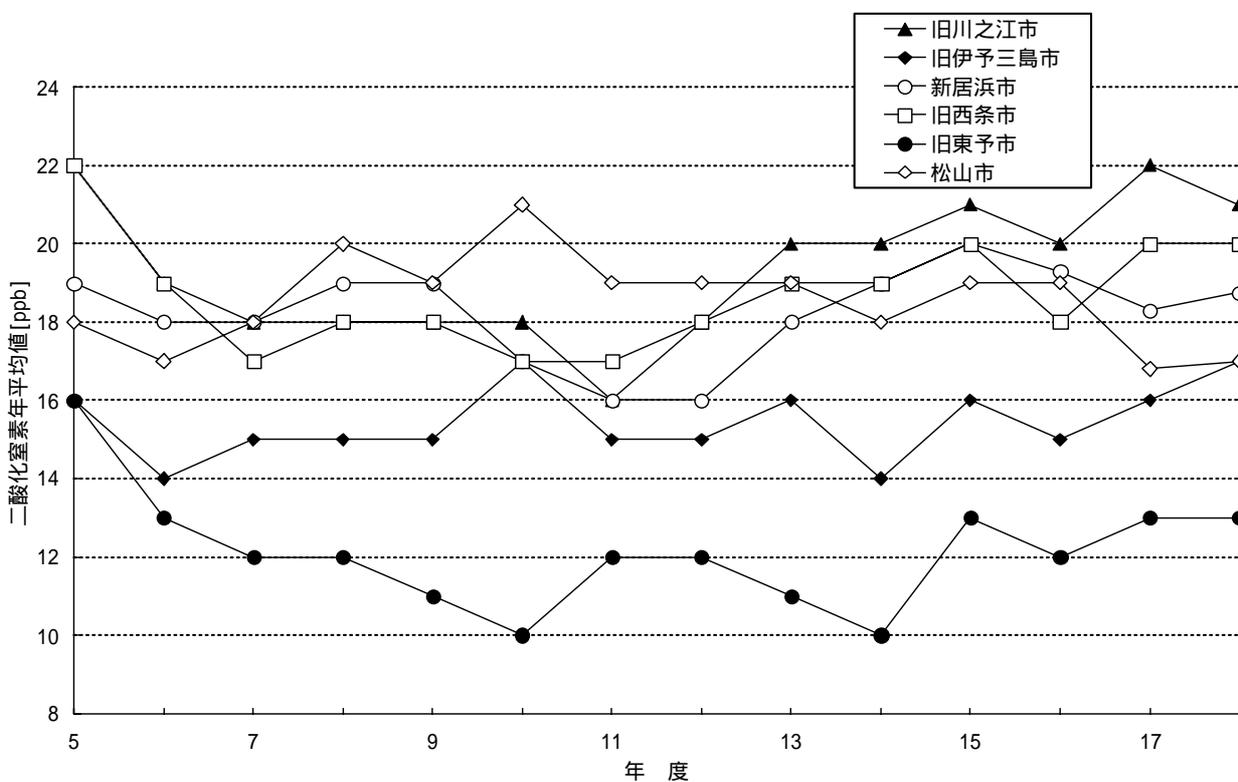
市町名	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数と その割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数と その割合		1時間値の 最高値	日平均値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数
			(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有×無)	(日)
四国中央市	吉祥院	商	365	8722	0.022	0	0.0	0	0.0	0.198	0.099	0.061		0
	川之江	未	360	8663	0.040	6	0.1	5	1.4	0.299	0.158	0.093		0
	寒川	未	364	8732	0.028	7	0.1	0	0.0	0.7	0.089	0.07		0
	伊予三島	住	365	8722	0.034	4	0.0	3	0.8	0.260	0.111	0.085	×	2
	土居	未	365	8717	0.025	0	0.0	0	0.0	0.181	0.093	0.065		0
新居浜市	金子	住	365	8730	0.040	9	0.1	4	1.1	0.330	0.131	0.092		0
	新居浜工高	住	365	8726	0.027	7	0.1	2	0.5	0.291	0.123	0.07		0
	中村	未	362	8684	0.031	1	0.0	0	0.0	0.232	0.089	0.07		0
	高津	未	363	8708	0.036	5	0.1	1	0.3	0.386	0.110	0.07		0
	多喜浜	住	353	8506	0.040	11	0.1	8	2.3	0.259	0.129	0.105	×	5
西条市	飯岡	未	361	865	0.029	2	0.0	1	0.3	0.313	0.124	0.07		0
	西条	住	365	8728	0.038	8	0.1	3	0.8	0.257	0.162	0.086		0
	禎瑞	他	363	8712	0.029	1	0.0	1	0.3	0.207	0.118	0.080		0
	広江	未	362	8670	0.039	11	0.1	8	2.2	0.318	0.145	0.101	×	3
	東予	住	365	8730	0.031	5	0.1	2	0.5	0.237	0.143	0.085		0
	石根	未	365	8702	0.038	13	0.1	6	1.6	0.250	0.17	0.099	×	2
	丹原	未	365	8727	0.035	10	0.1	2	0.5	0.323	0.169	0.091		0
松山市	来見	未	365	8726	0.026	5	0.1	1	0.3	0.213	0.144	0.07		0
	富久町	未	357	8569	0.030	0	0.0	1	0.3	0.200	0.121	0.07		0
	和気	未	333	7988	0.038	2	0.0	3	0.9	0.204	0.135	0.085		0
	味生	住	361	8690	0.037	3	0.0	2	0.6	0.212	0.136	0.07		0
	久米	商	360	8633	0.025	0	0.0	1	0.3	0.155	0.109	0.064		0
	垣生小学校	準工	331	7910	0.022	0	0.0	2	0.6	0.198	0.133	0.07		0
松前町	松前	未	365	8723	0.040	2	0.0	2	0.5	0.252	0.146	0.058		0
大洲市	大屋	未	357	8568	0.019	0	0.0	0	0.0	0.199	0.084	0.054		0
	港務所	未	363	8720	0.024	0	0.0	0	0.0	0.148	0.081	0.059		0

備考 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。
ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外値当日に入っている日数分については除外しない。

資料 2 - 15 地域別浮遊粒子状物質濃度経年変化（年平均値） [$\mu\text{g}/\text{m}^3$]



資料 2 - 16 地域別二酸化窒素濃度経年変化（年平均値） [ppb]



資料 2 - 17 窒素酸化物測定結果

(平成18年度)

市名	測定局	用途地域	一酸化窒素 (NO)					二酸化窒素 (NO ₂)										窒素酸化物 (NO _x)									
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値
												(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)								
四国中央市	川之江	未	365	8732	0.010	0.118	0.034	365	8732	0.021	0.083	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	2.2	0.040	0	365	8732	0.031	0.166	0.063	69.0
	伊予三島	住	348	8457	0.005	0.128	0.026	348	8457	0.017	0.069	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.034	0	348	8457	0.022	0.168	0.057	75.9
新居浜市	金子	住	363	8708	0.011	0.161	0.040	363	8708	0.022	0.088	0	0.0	0	0.0	0	0.0	13	3.6	0.044	0	363	8708	0.033	0.209	0.075	65.5
	中村	未	364	8725	0.011	0.117	0.034	364	8725	0.018	0.066	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.5	0.035	0	364	8725	0.029	0.159	0.062	63.5
	高津	未	361	8618	0.003	0.069	0.018	361	8618	0.015	0.062	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0	361	8618	0.017	0.116	0.044	83.7
	泉川	住	365	8728	0.008	0.129	0.037	365	8728	0.020	0.079	0	0.0	0	0.0	0	0.0	11	3.0	0.041	0	365	8728	0.028	0.173	0.075	70.3
西条市	西条	住	364	8717	0.010	0.122	0.033	364	8717	0.020	0.094	0	0.0	0	0.0	0	0.0	18	4.9	0.043	0	364	8717	0.030	0.196	0.071	66.6
	東予	住	364	8668	0.003	0.061	0.013	364	8668	0.013	0.065	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0	364	8668	0.016	0.108	0.039	83.5
松山市	富久町	未	355	8543	0.003	0.093	0.017	355	8543	0.015	0.072	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0.030	0	355	8543	0.018	0.148	0.042	83.8
	和気	未	355	8586	0.006	0.196	0.030	355	8586	0.017	0.082	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	1.1	0.034	0	355	8586	0.023	0.238	0.059	74.1
	味生	住	362	8642	0.005	0.094	0.020	362	8642	0.015	0.070	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.029	0	362	8642	0.020	0.143	0.048	74.3
	久米	商	352	8522	0.011	0.157	0.034	352	8522	0.021	0.061	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.035	0	352	8522	0.032	0.199	0.063	64.7
	垣生小学校	準工	254	6423	0.005	0.103	0.018	254	6423	0.017	0.074	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.8	0.031	0	254	6423	0.021	0.131	0.049	78.8

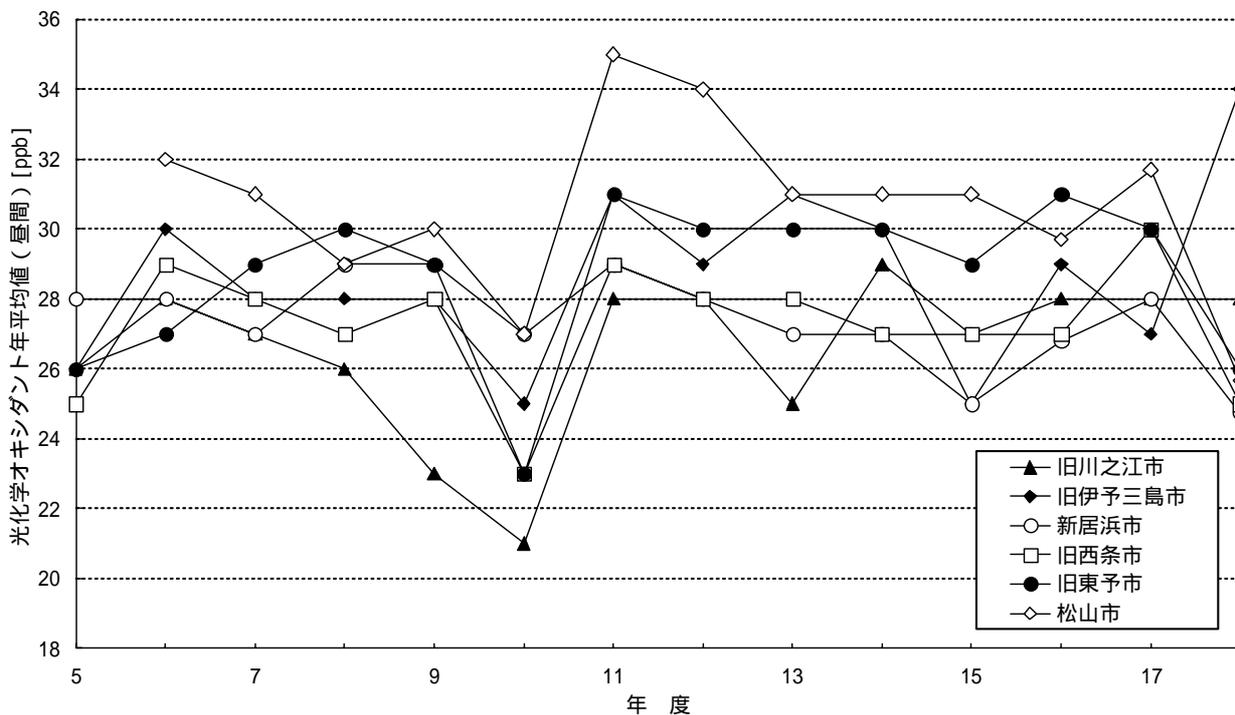
備考 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち、低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

資料 2 - 18 光化学オキシダント測定結果

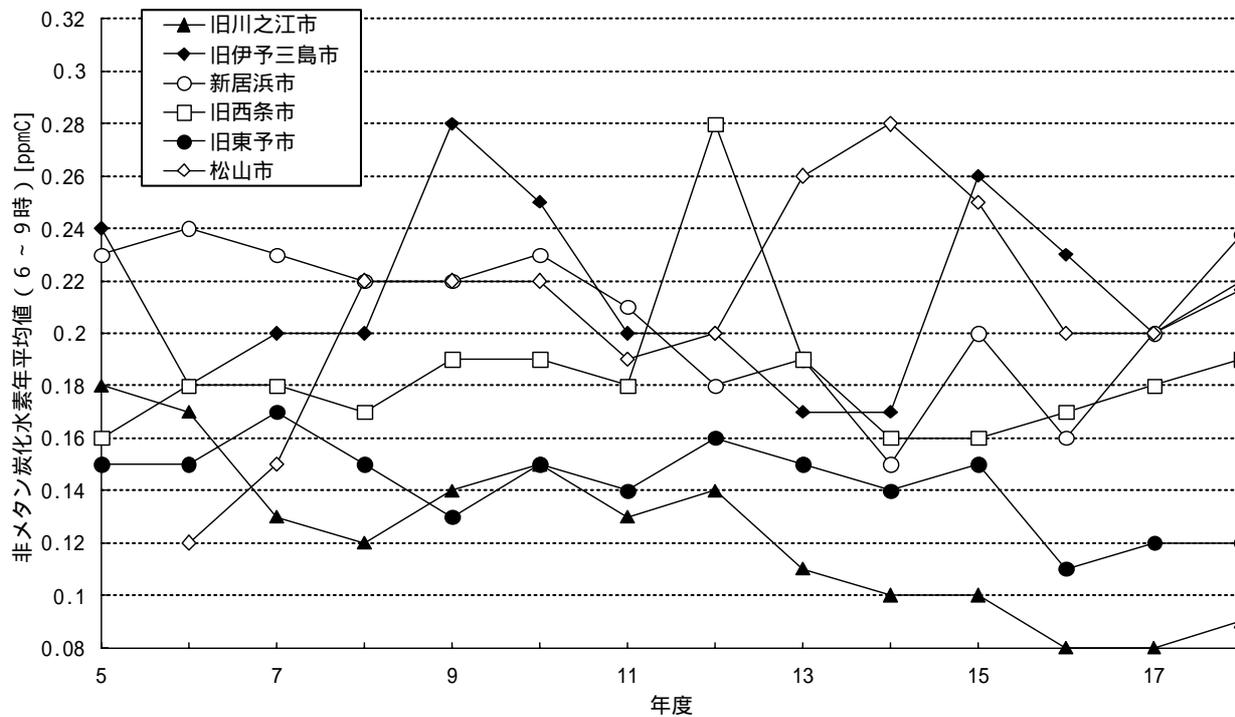
(平成18年度)

市町名	測定局	用途地域	昼間 測定日数	昼間 測定時間	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数とその時間数		昼間の1時間値が 0.12ppmを超えた 日数とその時間数		昼間の 1時間値 の最高値	昼間の 日最高1 時間値の 年平均値	昼間の1 時間値の 年平均値
			(日)	(時間)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)
四国中央市	川之江	未	364	5374	59	177	0	0	0.085	0.045	0.028
	伊予三島	住	365	5418	129	647	0	0	0.113	0.053	0.034
新居浜市	金子	住	363	5302	39	147	0	0	0.098	0.040	0.025
	中村	未	363	5361	66	221	0	0	0.099	0.042	0.024
	高津	未	362	5385	20	54	0	0	0.080	0.037	0.024
	泉川	住	364	5400	56	206	0	0	0.092	0.043	0.026
西条市	西条	住	361	5299	33	125	0	0	0.081	0.038	0.025
	東予	住	364	5358	29	123	0	0	0.082	0.039	0.026
松山市	富久町	未	365	5365	34	106	0	0	0.095	0.042	0.027
	久米	商	361	5297	27	98	0	0	0.090	0.037	0.023
	垣生小学校	準工	365	5360	56	213	0	0	0.110	0.043	0.027

資料 2 - 19 地域別光化学オキシダント濃度経年変化（年平均値(昼間)） [ppb]



資料 2 - 20 地域別非メタン炭化水素濃度経年変化（年平均値(6～9時)） [ppmC]



資料2 - 21 光化学スモッグ注意報の発令状況

年	月日	発令地域	発令時間	オキシダント 最高濃度 (ppm)
平成2年	6月7日	東予市	15:00~20:00	0.137
		川之江市	16:00~19:00	0.131
	8月7日	西条市	16:00~18:00	0.120
		東予市	17:00~18:00	0.128
	8月26日	新居浜市	15:00~17:00	0.121
平成5年	8月31日	新居浜市	16:00~19:00	0.141
平成6年	7月21日	伊予三島市	17:00~18:00	0.120
		新居浜市	17:00~19:00	0.121
平成9年	6月13日	新居浜市	16:00~17:00	0.127
	7月22日	新居浜市	17:00~20:00	0.134
	7月23日	新居浜市	17:00~20:00	0.128
平成10年	8月23日	新居浜市	14:00~17:00	0.137
平成11年	6月6日	伊予三島市	16:00~19:00	0.128
平成15年	5月23日	松山市	18:00~19:00	0.121
平成16年	6月4日	松山市	18:00~19:00	0.121

注 オキシダント濃度が0.12ppm以上の場合に、注意報が発令される。

資料 2 - 22 非メタン炭化水素測定結果

(平成18年度)

市町名	測定局	用途地域	測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時 3時間平均値		6～9時 3時間平均値が 0.20ppmCを超えた 日数とその割合		6～9時 3時間平均値が 0.31ppmCを超えた 日数とその割合	
							最高値	最低値	(日)	(%)	(日)	(%)
			(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
四国中央市	川之江	未	8672	0.09	0.09	365	0.36	0.01	17	4.7	1	0.3
	伊予三島	住	7834	0.19	0.22	320	0.67	0.02	168	52.5	51	15.9
新居浜市	金子	住	8686	0.24	0.31	361	1.00	0.05	263	72.9	145	40.2
	中村	未	8600	0.17	0.21	360	0.61	0.04	173	48.1	38	10.6
	高津	未	8624	0.11	0.14	362	0.46	0.01	55	15.2	11	3.0
	泉川	住	7888	0.25	0.29	330	0.79	0.10	263	79.7	101	30.6
西条市	西条	住	8452	0.20	0.19	354	0.46	0.06	126	35.6	16	4.5
	東予	住	8650	0.11	0.12	364	0.51	0.03	34	9.3	3	0.8
松山市	富久町	未	8582	0.19	0.20	364	0.59	0.08	150	41.2	12	3.3
	久米	商	7009	0.19	0.22	296	0.51	0.03	143	48.3	38	12.8
	垣生小学校	準工	8481	0.17	0.23	358	0.77	0.03	175	48.9	70	19.6

資料 2 - 23 大気汚染防止のための規制の概要

種 類		排出基準等						直罰適用
		大気汚染防止法			県公害防止条例			
		基 準	特別 排出 基準	基準 設定 方式	上乘せ	横だし すそ のばし	総量 規制	
ばい煙	硫黄酸化物	地域区分毎	有	K 値	無	有	有	有
		総量規制（指定地域）						
	ばいじん	全国一律	有	濃度	無	有	無	有
	有害物質	全国一律	無	濃度	有	有	無	有
	特定有害物質	未指定			無			無
	特定物質	事故時規制			無	有	無	無
粉じん	一般粉じん	構造、使用、管理の基準			無	有	無	無
	特定粉じん	全国一律	無	濃度	無			無
		排出等作業の基準			無			無
	指定物質	全国一律	無	濃度	無			無

資料 2 - 24 大気汚染防止法による排出基準

硫黄酸化物の排出基準

地域	四国中央市	新居浜市 旧西条市	旧東予市 旧小松町	旧今治市	旧松山市 松前町	その他
K 値	6.0	2.34	5.0	14.5	11.5	17.5

（注）新居浜市及び旧西条市は、昭和49年4月1日以降設置施設のK値である。

ばいじんの排出基準

施設の種類（ボイラー、加熱炉、乾燥炉等）、使用燃料の種類、施設の規模（排ガス量等の区分）ごとに基準が定められている。

（例）

施設の種類	規 模	排出基準（g / Nm ³ ）
ボイラー（重油その他の液体燃料を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの）	排ガス量が20万Nm ³ / h以上	0.05
	排ガス量が4万Nm ³ / h以上 20万Nm ³ / h未満	0.10
	排ガス量が1万Nm ³ / h以上 4万Nm ³ / h未満	0.25
	排ガス量が1万Nm ³ / h未満	0.30

窒素酸化物の排出基準

施設の種類（ボイラー、加熱炉、乾燥炉等）、使用燃料の種類、施設の規模（排ガス量等の区分）ごとに基準が定められている。

（例）

施設の種類	規 模	排出基準（ppm）
ボイラー（液体燃料を燃焼させるもの）	排ガス量が50万Nm ³ / h以上	130
	排ガス量が1万Nm ³ / h以上 50万Nm ³ / h未満	150
	排ガス量が1万Nm ³ / h未満	180
	伝熱面積が10m ² 未満	260

資料 2 - 26 ばい煙発生施設市町別届出数

(平成18年度末現在)

区分 項番号 及び 施設名 市町名	大気汚染防止法															県公害防止条例							計											
	施設数															施設数							小計	事業所数	施設数	事業所数								
	1	2	3	5	6	7	9	10	11	13	14	19	24	27	29	30	1	2	3	5及び6	7													
ボイラー	ガス発生炉	焙焼炉	溶解炉	金属加熱炉	石油加熱炉	窯業焼成炉	直下炉・反応炉	骨材乾燥炉	その他の乾燥炉	廃棄物焼却炉	亜鉛焙焼炉・乾燥炉	塩素反応施設	塩化水素反応施設	塩化水素吸収施設	鉛二次溶解炉	硝酸吸収施設	ガスタービン	ディーゼル機関	ボイラー	バルブ漂白蒸解施設	アルミ溶解炉	スレーション防糸施設等 フルファイバー	石油脱硫施設											
四国中央市	279	30					5	1		12					4	4	24	24	325	58	137	27	11	31					42	9	367	58	146	27
新居浜市	115	7		5	7	8	9	1	4	14	22		2	3	6	3	2	2	69	66	270	75	80	35	9				9	5	279	75	85	35
西条市	175	10	1	1	15	26		1	8	2	4			1	1	5	5	50	39	289	55	106	29	25		1		26	13	315	55	119	29	
今治市	169	2			4	14	6	2	2	9	11	3	3			3	3	65	52	288	60	131	37	18		1	2	21	11	309	60	142	37	
上島町	8										1					1					10	0	5	0	2				2	1	12	0	6	0
東温市	40								5		6					1	1	53	53	105	54	49	35	4				4	2	109	54	51	35	
久万高原町	7								2		3					3	3			15	3	13	3	6				6	2	21	3	15	3	
伊予市	39										2					4	4	20	20	65	24	29	14	9				9	4	74	24	33	14	
松前町	36	7	1	1		1			6		1							9	7	54	15	21	5	4				4	2	58	15	23	5	
砥部町	10								1									3	3	14	3	9	2	9				9	4	23	3	13	2	
内子町	24			2				2	1		4							4	4	37	4	21	2	6				6	3	43	4	24	2	
大洲市	81							6	1		3					1	1	12	10	104	11	52	9	26				26	12	130	11	64	9	
八幡浜市	41										4					2	2	12	7	59	9	28	6	4				4	2	63	9	30	6	
伊方町	10	2														2	2	7	7	19	11	7	3	4				4	2	23	11	9	3	
西予市	55							4	4	1	2					1	1	9	9	75	11	38	5	6				6	3	81	11	41	5	
宇和島市	66							4			10					3	3	20	20	103	23	67	20	2		1		3	2	106	23	69	20	
鬼北町	7										2					2	2	1	1	12	3	7	2	2				2	1	14	3	8	2	
松野町	4																			4	0	2	0	2				2	1	6	0	3	0	
愛南町	16							1			4							5	5	26	5	16	3	4				4	2	30	5	18	3	
合計	1182	58	2	2	5	24	38	24	12	3	32	45	1	91	3	3	2	3	7	1	3	34	33	363	327	1874	424	818	237	2063	424	899	237	

備考 大気汚染防止法のボイラー、ガス発生炉、その他の乾燥炉、亜鉛焙焼炉・乾燥炉、ガスタービン、ディーゼル機関、小計及び事業所数並びに合計の施設数及び事業所数の点線右側は、内数で、電気事業法の電気工作物、ガス事業法のガス工作物及び鉱山保安法のばい煙発生施設に関する数である。

資料 2 - 27 一般粉じん発生施設市町別届出数

(平成18年度末現在)

区分 施設名 市町名	大気汚染防止法							県公害防止条例							計							
	施設数							施設数							小計	事業所数	施設数	事業所数				
	鉱物土石 堆積場	ベルト コンベア	バケツ コンベア	破碎機 磨砕機	ふるい	小 計	事業 所数	鉱物土石 堆積場	ベルト コンベア	皮はぎ、 碎木機、 帯のこ	のこくず 又はチップ 堆積場	小 計	事業 所数									
1,000m ² 以上	巾0.75 以上	容量0.03m ³ 以上	75kW以上	15kW以上			500m ² 以上 1,000m ² 未満	巾0.5m以上 0.75m未満	7.5kW以上	500m ² 以上												
四国中央市	6	42		9	1	58	0	9		3	48	45	6	102	24	160	0	33	0			
新居浜市	33	10	105	9		8	12	158	19	9	2	2	180	19	8	209	19	367	19	28	2	
西条市	20	3	96	14	5	1	21	24	166	18	16	2	12	201	45	1	259	39	425	18	55	2
今治市	34		88				17	16	155	0	25		11	127	59		197	57	352	0	82	0
上島町	1							1	0	1			2		1		3	2	4	0	3	0
東温市	11		112				42	29	194	0	8			184	1		185	8	379	0	16	0
久万高原町	5		15				13	6	39	0	3		2	44			46	7	85	0	10	0
伊予市	3		5		1			2	11	0	5		1	10	5		16	7	27	0	12	0
松前町	5		6				1		12	0	6		1	21			22	5	34	0	11	0
砥部町	3							3	0	2				1	1		2	2	5	0	4	0
内子町	2		23				9	2	36	0	12		1	41	6	1	49	18	85	0	30	0
大洲市	5		26				14	5	50	0	4		7	57	15	2	81	17	131	0	21	0
八幡浜市	2							2	0	2				7	3		10	5	12	0	7	0
伊方町								0	0	0				2			2	1	2	0	1	0
西予市	5		51				14	13	83	0	5		2	54	8		64	15	147	0	20	0
宇和島市	18		34		1		9	4	66	0	12		4	35	6	1	46	8	112	0	20	0
鬼北町	1		6				2		9	0	2			20			20	2	29	0	4	0
松野町	1		8				4	3	16	0	1		2	7			9	1	25	0	2	0
愛南町	2		18				5	7	32	0	2		1	15			16	4	48	0	6	0
合計	157	13	635	23	7	1	168	124	1091	37	124	4	51	1054	214	19	1338	241	2429	37	365	4

備考 大気汚染防止法の鉱物土石堆積場、ベルトコンベア、バケツコンベア、小計及び事業所数並びに合計の施設数及び事業所数の点線右側は、内数で、電気事業法の電気工作物に関する数である。

区分	汚 染 物 質 別 発 令 基 準					解除基準
	硫黄酸化物	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	二酸化窒素	オキシダント	
前 日 報					気象条件等により判断して、前日から汚染が予測されるとき	の発令地域内すべての基準測定点における濃度が、左欄に掲げる各区分別の汚染物質別基準値を下まわり、かつ、気象条件からみてその状態が悪化するおそれなくなったと認められるときとする。
予 報	(1) 1時間値0.1ppm以上の汚染が継続するおそれがあると予測したとき (2) 0.2ppm以上×1時間			0.4ppm以上	注意報発令基準に汚染するおそれがあると予測したとき	
注意報	0.2ppm以上×3時間 0.3ppm以上×2時間 48時間平均値 0.15ppm	2.0mg/m ³ 以上 ×2時間	30ppm以上	0.5ppm以上	0.12ppm以上	
警 報	(A) 注意法発令後1時間経過した時点で当該注意報未解除の場合 (B) 0.5ppm以上×2時間 0.7ppm以上×1時間	注意法発令後1時間経過した時点で当該注意報未解除の場合	40ppm以上	0.7ppm以上	0.24ppm以上	
重 大 緊急報	0.5ppm以上×3時間 0.7ppm以上×2時間	3.0mg/m ³ 以上 ×3時間	50ppm以上	1.0ppm以上	0.4ppm以上	
(注)	<p>1. 緊急時発令にあたっては、各地域別基準測定点の測定値を総合して判断するものであるが、原則として1測定点の値が上記基準値に達した段階で発令する。ただし、この場合には、近傍測定点の測定値、発生源の分布状況、気象状況等を考慮して判断する。</p> <p>2. 緊急時の発令及び解除は、原則として本要綱第3条の地域の区分ごとに行うものとする。</p> <p>3. オキシダントにかかる前日予報については、原則として前日の17時までに発令するものとする。</p> <p>4. 硫黄酸化物にかかる予報については、日没後の発令は行わないものとする。</p>					

資料 2 - 29 緊急時の措置

発令区分	発生源に対する措置		一般に対する措置(周知)
	硫黄酸化物の減少措置	窒素酸化物の減少措置 (光化学スモッグ)	
前日予報		協力対象工場に対して、通常の20%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。なお、減少措置は午前7時より行うものとする。	
予報	協力対象工場に対して、通常排出量の20%削減目途の協力要請。	協力対象工場に対して、通常の20%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。	大気汚染の濃度、状態、地域の広がり、持続の可能性等について、一般に周知し注意を喚起する。
注意報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協力対象工場に対して、通常排出量の50%削減目途の協力要請。 2. 上記以外のばい煙を排出する者に対しては、硫黄酸化物排出にかかる自主制限協力要請。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協力対象工場に対して、通常の40%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。 2. 自動車の運行、ガソリン給油等についての自主制限協力要請。 3. 上記以外のばい煙を排出する者に対しては、燃焼行為の自主制限協力要請。 4. 炭化水素揮発防止について協力要請。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大気汚染の濃度、状態、地域の広がり、持続の可能性等について、一般に周知し注意を喚起する。 2. 目、のどに刺激を感じた時は、洗眼、うがい等を行うとともに、もよりの保健所、又は市役所に連絡する。 3. ゼンソク、呼吸器疾患、特異体質等の者は、外出しないようにする。 4. 学校・幼稚園、保育所等においては、状況に応じて、なるべく屋外に出ないようにする。
警報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 別表第2の(A)の場合協力対象工場(大口ばい煙排出者)に対して、通常排出量の50%削減勧告 2. 別表第2の(B)の場合協力対象工場に対して、通常排出量の80%削減目途の協力要請 3. その他については注意報時と同じ。 	同上	<ol style="list-style-type: none"> 5. 一般にあっても状況に応じては、なるべく屋外に出ないようにする。 6. 動植物に異常を認めたものは、地方局、地域農業改良普及センター、家畜保健衛生所又は市役所に連絡する。 7. 状況に応じて屋外燃焼を中止する。
重大緊急時	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協力対象工場に対して、排出許容量の80%削減命令(法第23条第2項、条例第26条) 2. その他については注意報時と同じ。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協力対象工場に対して、通常の40%操短命令(法第23条第2項、条例第26条) 2. 公安委員会に対して、道路交通法の規定による措置要請(法第23条第2項) 3. その他については注意報時と同じ。 	